

公示送達書

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次の書類を公示送達します。

書類については、同条第 2 項の規定により魚津市総務部税務課に保管していますので、該当者の申出があり次第いつでも交付します。

なお、公示した日から起算して 7 日を経過したときは同条第 3 項の規定により書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年 9 月 4 日

魚津市長 村椿 晃



	年度	税 目	期別	書類名	氏 名
1	8	市県民税森林		納税通知書	礒部 翔馬
2	8	市県民税森林		納税通知書	大谷 佳久
3	8	介護保険料		納入通知書	井原木 昭彦
4	8	介護保険料		納入通知書	浦崎 良平
5	8	国民健康保険税	1	督促状	川上 丈治
6	8	国民健康保険税	1	督促状	田中 将司
7	8	国民健康保険税	1	督促状	木村 吉成
8	8	固定資産税	2	督促状	亡森田美智子相続財産
9	8	固定資産税	2	督促状	アンドリュー・ワーナー・スタイン
10	8	固定資産税	2	督促状	田中 香菜子
11	8	固定資産税	2	督促状	亡上岸スミ子相続財産
12	8	固定資産税	2	督促状	亡川上モリ相続財産
13	8	固定資産税	2	督促状	株式会社クボタマシン
14	8	固定資産税	2	督促状	亡猪股彌一郎相続財産
15	8	固定資産税	2	督促状	亡田村ヤエ相続財産
16	8	固定資産税	2	督促状	有限会社グリーン開発商事外共有
17	8	固定資産税	2	督促状	亡吉野やよい相続財産
18	8	固定資産税	2	督促状	亡島倉弘春相続財産
19	8	固定資産税	2	督促状	林 敏一
20	8	固定資産税	2	督促状	林 敏一外
21	8	市県民税森林	1	督促状	礒部 翔馬